

## プロイセン下院「請願」審議にみる ディースターヴェークと「自由派」

対馬達雄\*

### はじめに 一意図と方法

さき頃私は Diesterweg, A. (1790~1866) の権力からの「学校の自由」の企図—教会勢力と癒着したいわゆる「官僚絶対主義的管理体制」の排除を主要内容とする一について、「国家の施設としての Volksschule」という彼の立論の変容に視角を据えて考察を加えた。(『ディースターヴェークにおける“学校の自由”の問題—「国家の施設」としてのフォルクス・シューレの変容からみた—』教育史学会紀要『日本の教育史学』第17集, 1974年. 所収)。

だが、言うまでもなく、この問題についてはそうした彼自身の思考の過程を辿る限定された視界からだけでは全体は把握されえない。それに加えて、更に上記の企図が披瀝され、展開された場について検討することが、求められる。つまり、彼が教育政策家として自己の見解の実現を図る舞台としたプロイセン下院議会が、彼の主張をいかに受けとめ、また下院での彼の主張が実際に何に依拠しているのかということを検討することが、この問題の実相を理解する上でも不可欠であると言えよう。こうした論点を明らかにすることが小論の基本的意図である。その意味で小論はさきの拙稿の補説的意図も含んでいる。

さて、上の課題設定においてとりわけ問題となるのは、初等教育(=民衆の教育)政策をめぐる Diesterweg と彼自身所属した下院の「自由派」(liberale Fraktion) —保守的政府に対して形成された大規模な自由主義の合同党派一の議員の立場である。1848年の三月革命以降、諸勢力の利害代表が形式的にせよプロイセン教育政策の決定にも関与した下院の中で、他の党派、例えば「保守派」(konservative Fraktion) や「中央党(カトリック派)」(Zentrumspartei: katholische Fraktion) 等については言うまでもなく、「自由派」内においても、Diesterweg と他の議員との間には単に教育界出身議員

であるか否かに帰着しがたい差異が、当然予想されるからである。従って両者の差異を究明することが当面の重要課題となる。

ところでこれまでの Diesterweg 研究では、三月革命以降とりわけ彼の晩年10年間に於いて顕著な「学校の自由」の企図の展開に関する考察は、未だ本格化しておらず、しかも上に設定したような問題の追求、更に議会の教育政策論議に占める彼の役割・意義に関する記述は、ほとんど欠落している。確かに Muhr, W. によってすでに Diesterweg の議会活動が紹介されているが<sup>1)</sup>、それは単に羅列的な記述に留まっており、また、近年の Bloth, H. G. による精力的な研究成果<sup>2)</sup>は彼の議会での立場に検討を加えているが、本稿で設定したような問題にまでは立入っていない。

一方、こうした問題をプロイセン教育政策史研究の中に組み入れて考えてみても、19世紀後半の教育政策にまつわる闘争の実相が明瞭化される下院の政策論議の分析、またその中で果す教育政策家の役割の分析は、とりわけわが国では空白状態にあると言えるだろう。なるほどわれわれはそれに関わる若干の貴重な研究成果<sup>3)</sup>に接しうが、未だ二次的資料<sup>4)</sup>に依拠するところが多く、本来原資料として活用すべき『プロイセン下院議会審議速記録』(東京大学付属図書館所蔵)がほとんど着目されてはこなかった。近年 Roeder, P. M. によって展開された『審議速記録』に基づく1854年から1872年までの期間のプロイセン下院の教育政策に関する研究<sup>5)</sup> —特に自由主義的議員と政府との抗争に焦点をあてた—の方向が、ここでより一層重視される必要があるだろう。

以上のような視野から、小論は直接的には私のこれまでの Diesterweg 研究自体における脈絡からの展開を図るものであるが、間接的にはそれを通じて19世紀後半のプロイセン初等教育政策論議の性格をも把握しようとするものである。その場合、下院において Diesterweg と他の「自由派」議員との間で民衆の教育にいかなる対応がなされ、またそこでの彼の主張がいかなる状況に依拠

\* つしまたつお 秋田大学

しているかという考察の対象に対して、「請願」(Petition) 審議に現われる両者の立場ならびにその「請願」自体の内容を検討することが、主たる方法として挙げられるであろう。以下の本論に示されるように、「請願」がとりわけ民衆にとって文教政策に対する唯一の発言手段であり、従ってその中に自らの教育に関わる要求の実相が包摂されているからである。なお、本稿では私は記述の対象時期として Diesterweg の議会活動の開始期から「自由派」の分裂・再編成—「ドイツ進歩党」(deutsche Fortschrittspartei) の結党(1861年7月9日)までの期間を重点的に取り上げることにした。それ以後の時期には、この党の活動によって議会の政策論議にも新たな局面が生じ<sup>9)</sup>、それは稿を改めて考察することが必要と思われる。

## I 前提状況—政府・下院・「自由派」

Diesterweg の議会活動は 1858 年 12 月 10 日の初当選以降 1866 年 7 月 7 日の逝去に至るまでのほぼ八年間に及んでいる。当初「自由派」の大派閥“Vincke 派”(1859 年：210 名中 147 名所属)に属し、民主主義者 Schulze-Delitzsch, F. (1808～1883), Waldeck, B. (1802～1870) 等の指導する「ドイツ進歩党」の結党と共にその党に属している。その間、彼の活動分野は選挙制度の改善運動にもあったが<sup>7)</sup>、むしろ彼の中心領域は、「Berlin 第三選挙管理委員会」宛立候補宣言文書(1858 年 12 月 6 日付)に表明されたように、「国民の青少年の公教育の発展に尽力すること」<sup>8)</sup>にあった。この時、自らをドイツ教員層の代弁者となし、彼らの先頭に立って行動する責任があるとの矜持を彼もったことは疑いない。実際 Berlin 教員層が彼の選挙活動の母体であったことから知られるように、議会での彼の言動は特に初等学校教師の間で強い関心と注目を集めている<sup>9)</sup>。上のような自覚に加え、彼の立候補の契機として、Manteufel 首相—Westphalen 内相—Raumer 文相(=宗務・公教育・医務相)のラインの更迭による反動期終焉の予想、すなわち摂政 Wilhelm の就任による Auerswald 無任所相(1848 年 6 月～同年 9 月首相)—Bethmann-Hollweg 文相(反 Manteufel 派の領袖)のいわゆる「自由主義的—保守的内閣」成立に対する期待感<sup>10)</sup>と、更に Rhein 州の企業家出身 Harkort, F. (1793～1880, 1848 年以降議員, Arnsberg 選出)による彼への支援<sup>11)</sup>が考えられる。

それでは Diesterweg の活動の舞台となる下院とはいかなるものなのか。1848 年以降の議会制に基づくプロイセンの政治機構は、通例、「外見的立憲主義政体」と特徴づけられている。この場合、「外見的」という言葉は

近代的代議政体とそれを制度的に保障する民主的憲法の欠如を意味している。このことは第一に「50 年憲法」の国王大権を通じて上下両院に対する政府の絶対的優位が保障されていることに示されている。その際留意すべきことは、特に大土地所有者層(ユンカー)・行政官僚層(郡長を主体とする)を担い手とし、保守主義的政策を主張する下院の「保守派」(v. Arnim-Heinrichsdorf 派, v. Pückler 派, v. Blanckenburg 派からなる)と上院(王族・上級貴族・勅選議員・多額納税議員・都市代表からなる)とが政府に同調したことに起因して、下院それ自体が相対的に無力であったことである。

このような議会に対する政府の絶対的優位、更に議会の「立法制定・予算審議権」の規定(50 年憲法第 62 条)の空文化にも同われるような議会による一切の制御を拒否する政府の立場から、教育政策面では、Diesterweg の活動期間を包含する 1850 年代、60 年代を通じていわば「法律的真空状態」<sup>12)</sup>が生じている。すなわち「Ladenberg 法案」(1850 年)の棚上げ以来、憲法第 26 条「全教育機関を規制するための単一の独立法を定める」が空文化され、本来立憲国家における教育政策の依拠すべき教育法が欠如した状態にあった。この状態は、政府が、請願の審議経緯に僅かに対応して操作される訓令等の行政措置によって、学校制度を指揮することを可能にしている。この時、とりわけそれを支えるものとして中央政府への権力の集中化が州・県・郡に至る官僚機構の強固な掌握・利用を通じてなされている<sup>13)</sup>。後述するように、官僚機構に基づく訓令方式は、Diesterweg が鋭く対立しかつ排除を求めたいわゆる学校制度の「官僚絶対主義的管理統制」の状態を生ぜしめ、しかもその状態は初等学校制度=Volksschule 制度(都市—都市学校、地方—通常単級の村落学校)に顕著に現われるのである。

一方、こうした Volksschule に子弟を入学させる階層=民衆が議会内の一勢力たりえず、従って初等教育それ自体が議会で共通の論議を呼ぶ対象たりえなかったことが、ここで留意されねばならない。つまり、政府に対する議会の無力に加え、「外見的立憲主義政体」の第二の特徴とも言うべき「三級選挙法」(1849 年 5 月制定、普通・等級・間接・公開制)によって民衆は選挙においてほとんど役割を果しえず、彼らは初等教育に影響力を行使しうる勢力たりえなかった。このことは、例えば、1858 年末の選挙の当選議員 352 名の内訳が職業分布から見て、地主 106 名・司法官 95 名・行政官 79 名・商人 27 名・聖職者 17 名・教師 8 名・金利生活者 8 名・大臣 7 名・医者 3 名・軍人 1 名・その他 1 名となっており、工場労働者・農民・手工業者・小規模営業者の代表がいなかった

ことに、明らかである。なお下の下院議員のうち238名が市民階級に属し、114名が貴族階級に属している<sup>149</sup>。諸利害が相剋する議会の中であって、よしんば利害の一致もしくは妥協の結果という形においてであれ、初等教育の諸領域が構築されるには、一般民衆には発言基盤が欠けていたのである。従って、とりわけ彼らは自らの教育に関わる主張を僅かに下院に宛てた請願に託さざるをえない。

では下院が相対的に無力であり、かつ民衆の代表がそこから排除されているという状況の下で、「自由派」の存在はいかに理解されるべきであろうか。1858年選挙で352議席中210議席という圧倒的多数派に躍進した「自由派」<sup>150</sup>は、教養ある市民階級に支援され、しかも当初は小手工業者や労働者層からも期待されて、保守的な特権階級に掌握されていた国政への参与を求める反政府連合の性格を担っている。1848年に対立した自由主義者と民主主義者は、この時そうした共通の利害関係から連携し、かつ「革命」の教訓をふまえて、後者は前者に議席を譲っている<sup>161</sup>。しかし、大土地所有者層の社会的政治的地位を保全する、いわゆる「ユンカー的自由主義」

(*junkerlicher Liberalismus*)の代弁者で郡長出身のVincke, v. G. 議員(Arnsberg 選出)が「自由派」の指導的人物であること<sup>171</sup>に表徴されるように、この派のほとんどの議員は一切の急進的行動と絶縁し、漸進的改革を支持する穏健な自由主義を標榜している。周知の「ドイツ経済学者会議」(1858年秋設立)あるいは「ドイツ国民同盟」(1859年秋設立)に依拠する彼らにとって、「国民経済的自由」と、それに結びつけられた「政治的自由」、およびプロイセン主導の「国民的統一」といった要求が眼目であり、いわゆる「自由な知性の国家」がスローガンであった。こうした要求の実現が彼らの主題であったとすれば、この時、初等教育に関する政策を彼らはいかに理解し、またいかなる対応をしたのであろうか。言いかえると、ドイツ資本主義の確立と階級の亀裂の深化がなされつつあった19世紀の50年代後半から60年代において、彼ら市民階級の利害に即した形であれ、民衆の教育の意義を把握し、その助長策を講ずる用意が彼らにあったのであろうか。しかもその場合、Diesterwegの提起が彼らによっていかに受けとめられたのであろうか。

以上のような下院・「自由派」に関わる基本的側面と当面する問題の所在をふまえて、次に請願に対するDiesterwegと他の「自由派」議員、両者の立場を検討する。

## II Volksschule 教育の課題と性格

摂政 Wilhelm の「統治綱領」(1858年11月8日)は、司法制度の改善・キリスト教両宗派の同権の保障・プロイセンの担う「世界の道徳的征服の使命」等を謳う反面、プロイセンの安寧のための「保守的な基礎」の必要性を認める<sup>189</sup>という、二重の内容を含んでいる。「綱領」の主旨を前者の内容に求めた自由主義者達は、「新時代」の到来を歓迎した。Diesterweg についても同様であり、それ故、彼は従来の文化政策の転換を期待した<sup>190</sup>。だが、この期待はいわゆる「Raumer=Stiehl 路線」の継続を知るに及んで失望へと転化していく。政府の文化政策の目的が、Volksschule に関しては、それを君主制・キリスト教・民族の階級的国家の礎石として位置づけることにあったからである。こうした政策遂行のための方策は、結局のところ、教会の最高官僚でもある文相の権限に集約化される各派教会と学校との内的結合に見出されている。周知のように、この方式は60年代後半に至って尖鋭化する「文化闘争」まで、疑問の余地のない不変の原則となっている。

プロイセンの福音派 Volksschule について教員養成の様式から村落学校の規準に至るまで統一的かつ詳細に規定したいわゆる「プロイセン三条令」(1854年)は、上記の政策の集約体と言える。この条令の内容・性格についてはこれまでも多くの考察<sup>200</sup>がなされており、私もすでに前掲の拙稿の中で Diesterweg との対比において検討を加えたから、ここで改めてそれに詳しく立入ることは避けようと思う。むしろ、本稿の主題との関係から問題となることは、この条令の実施にまつわる請願が下院においていかに扱われたかということであろう。

その場合、下院においても「保守派」は、例えば、Diesterweg の三条令批判演説に対する郡長 v. Krosigk 議員(Merseburg 選出)の反論が示すように、三条令に対する一切の批判を聖書・教会に対する攻撃、更にプロイセン国家自体に対する敵対行為として斥ける態度をとっている<sup>211</sup>。また「中央党」も、例えば司法官試補 v. Mallinckrodt 議員(Münster 選出)の演説が示すように、三条令が福音派を対象としているだけに明瞭な態度を欠きつつも、それが学校のキリスト教的基礎・教会と学校との結合の強化を図るものであるために、基本的に賛同する立場にあった<sup>221</sup>。従ってここで重要なのは、「自由な知性の国家」を唱える「自由派」の請願に対する立場であり、また三条令の最大の敵対者 Diesterweg とこの派との関係である。

さて、三条令に関する請願は、「新時代」に対する期

待と「自由派」の躍進に表徴されるようなこの派への期待、すなわち初等教育政策の転換の可能性に対する期待に支えられて、1859年から1860年にかけて集中的に、またそれ以後にも断続的に、下院に提出されている。その諸願は「文教委員会」<sup>29)</sup>(Kommission für das Unterrichtswesen)で審議された後、提案を付した「文教委員会報告」として下院本会議に諮られている。1859年の「Heiligenbeilの教師Mannの諸願」と「Preußisch-Holland郡の45名の自作農民の諸願」は、いずれも三条令の修正、特に第三条令によって指示された多量の宗教的暗記教材の軽減と實際生活に必要な実科的教材の学習の増加を求めるものである<sup>29)</sup>。1860年にBrandenburg, Westphalen, Sachsen, Schlesien, Pommern, Preußen それにPosenの諸州の住民・教師層から提出された総計632件の諸願は、内容的に大別すると、1)三条令の制定手続(＝行政措置という)の違憲的性格(＝憲法第26条の無視という)を衝き、その条令の早急な廃止を求めるもの、2)三条令の修正、特に第一条令と第二条令が指示するSeminarの生徒および志願者の教育を「科学的・体系的な教育方式」に改編することを求めるもの、3)第三条令が規定する単級の村落学校の原則の緩和と宗教的な学習教材の軽減を求めるもの、からなっている<sup>29)</sup>。

こうした諸願は1859年5月5日の第46回本会議、同年5月9日の第47回本会議、1860年5月21日の第55回本会議等において、「委員会報告」に基づいて、継続的に審議されている。まず、諸願に対する「文教委員会」の見解を見てみよう。i)宗教的暗記教材の軽減と実科的教材の増加について一宗教的教材の過度の暗記学習が逆に児童の宗教的情操を損い、しかもそれが実生活に必須の知識(実科的知識)をも排除する結果を招いているから、諸願の趣旨に沿った是正措置が講じられるべきである。(「1859年4月18日付第6報告」)<sup>29)</sup>。ii)違憲的性格について一条令は民衆の教育上の指導・指針に関するもので、法の性格を有していないから違憲云々を論じえず、従ってその廃止の必要はない。iii)教員養成の方式について一上級学校教師並の知識・教養は、Volksschule教師には無益であり、以前の養成方式よりも三条令の養成方式が質的に向上している。iv)単級学校について一諸願は上級学校並の課業をVolksschuleに求めており、「健全な民衆教育」はこの単級方式でも十分達成できる(ii～iv「1860年5月15日付第4報告」)<sup>27)</sup>。

「文教委員会」における諸願へのこのような対応は、同時にまた本会議における「自由派」の議員一般の共通した立場でもある。われわれはそれを「自由派」内の小

派閥のリーダーGymnasium校長Dr. Eckstein議員(Merseburg選出)や退職牧師Fubel議員(Merseburg選出)その他の議員の本会議演説に認めることができる。ここでEcksteinの演説を例にとってみると、彼は過度の宗教的教材に批判を加える反面、条令が「抽象的・形式的陶冶」と「教会からの学校の解放」という以前の誤った考えを是正し、かつ単級方式の村落学校のなしうる「最大限の内容」を設定している、と言う。それで、彼は「第4報告」を激しく批判するDiesterwegに対して、逆に彼の批判を「大方の見解に反するもの」ときめつけている<sup>29)</sup>。Ecksteinによると、Volksschule教育は、Diesterwegが唱えるような「思考的な人間陶冶、知性・意志・活動力の形成を図る教授」ではなく、まさしく、三条令が求めるようなキリスト教に基礎を置いて道徳的志操の啓培を中心課題とする教育でなければならなかった<sup>29)</sup>。従って初等学校は、Diesterwegが規定するような「教授を主要手段にして……全精神的な人間の形成をめざす教授施設(Unterrichtsanstalt)」でなく、一定の知識の伝達と志操の操縦を意味する「教育施設(Erziehungsanstalt)」として捉えられることになる<sup>30)</sup>。われわれは、Blothが指摘した<sup>31)</sup>ようなこの時代の初等教育をめぐる提示された二つの陶冶理念、すなわち、「ディースターヴェーク教育学」と、「三条令教育学」の二大潮流を考える時、下院においては「保守派」や「中央党」だけでなく、「自由派」も後者に与していたことを看取できる。しかも、この場合、彼らの後者支持の立場は民衆の「服従の倫理」を確立する意図を含んでいると言える。

こうした「自由派」の議員一般の傾向は、彼らが中等教育段階において示した考え・立場を見てみると、一層明瞭になる。つまり宗教に基礎を置く教育の必要性、教会による保護・監督の必要性は、Volksschuleについてのみ妥当するのであって、基本的に「教育施設」というより「学問的性格の教授を助成する機関」であるGymnasiumやHöhere Bürgerschule(中等市民学校)等の上級学校については、宗教的枠づけも教会の保護も不必要とされる。それらの学校の担う課題を遂行するには「自由」が不可欠だからである<sup>32)</sup>。この学校段階に至って初めて宗教的「権威」からも解放された教授活動の自主的機能が要求されるようになるのである。

民衆のための学校と他の上級学校との課題・性格をこのように厳格に区別する「自由派」の立場は、また、Roederも言うように<sup>33)</sup>、一面では彼らが社会の階級構成に基づく学校の組織化を自明のものとする考えを受容していたことを、他面では彼ら市民階級もすでに与

えた中等学校以上の教育段階が特権的なものとして彼らに意識されていたことを表わしている。従って、Diesterweg が Volksschule に関して、教会・聖職者の監督の排除と、全階層の子弟の共通の教育・生活の場たる「国民学校」(Nationalschule)の理念からの位置づけを力説しても<sup>34)</sup>、下院ではほとんど何一つ共感を呼ぶことはなかった。むしろ彼のそうした主張自体が「自由派」からも反撥を受けていたことは、『審議速記録』の随所に伺われる。

以上のように見てくると、少なくとも民衆の教育の課題・性格に関しては、「自由派」と政府との基本的な対立はなかったと言ってよいであろう。「自由派」の政府への敵対は、むしろ他の点にあった。つまり、それは三条令という形にも現われた訓令方式によって、すなわち彼らの立法権を無視した官僚専制によって、彼らの権利として掌握されつつあった上級学校の領域までが侵害されているということにあった。「自由派」の議員のこのような立場と認識は、教育法の制定および中等学校に関わる請願への積極的姿勢のうちに端的に現われている。ここで、Siegen, Barmen, Köln, Trier, Danzig その他の諸都市の参事会・市会から提出された Realschule, Höhere Bürgerschule に関する総計35件の請願(1859年)を例にとろう。これらの請願は主としてGymnasium に対するそれら諸学校の同等の法的な権利・地位の確立を求める内容のものである<sup>35)</sup>。「文教委員会」は産業化社会における市民の職域の拡大に占めるそれら諸学校の役割の重要性という観点から、請願内容を教育法制定の過程で完全に充足させるように提案し<sup>36)</sup>、本会議でもそれら全てが可決されている<sup>37)</sup>。一方、教育法の制定・都市の初等学校制度の改善等を求めて、Berlin, Herford, Königsberg等の諸都市の教師から提出された請願(1860年)については、「文教委員会」は教育法に関して配慮すべきことだけを提案し<sup>38)</sup>、本会議でもこの件だけが可決されている<sup>39)</sup>。しかもこれらの請願のうち、文教委員 Diesterweg に託された Berlin 市の151名の教師の請願、すなわち Berlin 市の私立初等学校を市に移管することによって貧民子弟の学習条件と教師の待遇の改善を求めた請願<sup>40)</sup>は、下院では取り上げられていない。

以上われわれは、Diesterweg との対比において三条令に関する請願への「自由派」議員の対応、そこでの彼らの依拠する立場・意図を他の請願との関わりをも示しながら、検討してきた。この検討を通じてわれわれは、彼らが初等教育の階級性格を容認し、限定された階級的利害を追求していたことを把握できる。少なくとも、「自由派」の中で、社会的貧困と階級的対立の深化を視

野において、その状況の打開策を教育上の改編のうちに模索し、民衆の教育の質的改善を積極的に擁護した議員は、Harkortを除いてはごく少数の知識人に限られている。判事 Dr. Pauer 議員(Breslau 選出)、弁護士 Richter 議員(Frankfurt 選出)、同 Taddel 議員(Berlin 選出)、牧師 Ritter 議員(Potsdam 選出)等がそれである。むしろ彼らの立場は Diesterweg と同様に「自由派」の中でも例外に属し、議員の圧倒的多数は三条令に基づく民衆教育の効用を認めているのである。

「自由派」の上のような支配的形勢においては、すでに若干触れたように、Volksschule 教師の待遇・地位更にそれとの密接な関わりをもつ地方自治体＝市町村(Kommune)の学校維持という問題に関して、Diesterweg と他の議員との自ずと異なった立場が予測されるであろう。こうした問題に検討を加えることによって、われわれは民衆の教育に関する両者の懸隔を一層明示することができるはずである。

### III 教師の待遇・地位と自治体の役割

さきの記述から明らかとなった閉鎖的な利害追求を専らとする下院「自由派」においては、Volksschule 教師の待遇・地位の改善に関する請願自体が共通の論議を呼ぶ対象とはなりえなかった。前述のような「新時代」への期待から急増した、教師層・住民層によるこの点の請願がいかに消極的に扱われたかは、それらの単なる討議打切りないし未審議の状況に端的に現われている。『審議速記録』付録の「下院教育案件記録」によると、1859年には、「文教委員会」からのそれらの請願の報告件数21件のうち、本会議では12件が討議打切り、4件が未審議であり、5件が今後の教育法制定の過程で改善策を考慮するよう政府に求めるという修正動議をもって可決されている<sup>41)</sup>。1860年の場合について見ると、報告件数22件のうち21件が討議打切りとなり、「王立寡婦扶養所」(＝1775年に一般官吏遺族用に創設)への Volksschule 教師遺族の加入を求める請願1件だけが、単に彼らの世話を考慮するよう政府に求めるという修正動議をもって可決されている<sup>42)</sup>にすぎない。

こうした事態が、繰り返して言うように、基本的には下院・「自由派」の閉鎖的志向に起因しているにしても、更に一歩進んでそれを導いた直接的な動機とは一体何であったのだろうか。それは第一に、初等学校(＝öffentliche Volksschule 公民衆学校)の設立・維持と教師の処遇を各地方自治体の権限とする政府の主張が、「自由派」によっても是認されていたことである。第二に、初等学校教師の教育行為が家庭と教会のための補助的役割

の性格をもち、彼らの社会的・経済的窮状もそうした役割にふさわしいとする彼らへの差別意識が、「自由派」議員の間に支配的であったことである。

以上の二点について具体的に請願の審議に立ち入って検討し、更にそこに現われる「自由派」と Diesterweg 両者の懸隔を捉えていこう。初めに教師の待遇改善（＝俸給の増額・恩給制と遺族扶養制の確立）に関する請願への「文教委員会」の対応から見ていくことにする。1859年の請願のうち例えば「Rogasenの3名の教師の請願」は、その地の Volksschule 教師の最低俸給額150ターラーを160～170ターラーに引上げ、その上昇分について自治体が支払不能であったため、国庫補助の措置を求めたものである。この請願に対して委員会は、i) 憲法が最低俸給額を指示していない、ii) 各自治体が Volksschule の設立・維持費を負担すべきである、従って国庫補助の要求は適切ではない、という見解を示している<sup>43)</sup>。こうした見解を基本的に支えるものとして、委員会には、例えばその指導的委員でもあった Dr. Eckstein が主張するように、初等学校が民衆にプロイセン公民としての義務感情を啓培する課題をも担うにしても、それが本来的に家庭の教育の補完的役割をもち、従って、その「自治体立学校」(Gemeindeschule)の維持形態が親の教育上の意志を直接的に反映できるとする考えがあった。(「1859年2月15日付第2報告」)<sup>44)</sup>。また同年の「Brandenburg市の11名の教師の請願」は、憲法第23条第2項(公教師は官吏としての権利と義務を有する)と第25条(国家は……当該地方の事情に応じた固定給を Volksschule 教師に保障する)を実施する道を拓くように、第112条(教育法が公布されるまで現行法規が適用される)の廃止を求めたものである。それに対して委員会は、文部省が教育法案の提出を準備しているとする Stiehl, F. (1812～1878, 革命以降の初等教育行政の実質的最高責任者)の再三の言明によって解決済であるという見解を示している。この時、特に「官吏」としての地位の規定(第23条)については、その規定が Volksschule 教師に「直接的な官吏」の権利を賦与するものでないことが強調されている。(「同上報告」)<sup>45)</sup>。教師の地位に関するこうした見解は、上述の初等学校の性格づけからの帰結としてその学校の教師が単に家庭や教会のための助手的地位にあること、また3万名に達する彼らへの一般官吏並の恩給給付と「王立寡婦扶養所」への加入が国庫支出を著しく増大させる不都合な結果を招来すること、という考えが委員会内に浸透していたことを表わしている<sup>46)</sup>。

「文教委員会」が教師の待遇改善問題について示した上の見解は、本会議の審議の基調でもある。Diesterweg

が、大部分の教師が最低限の生活を余儀なくされその遺族が例外なく自治体の貧民救済や慈善で暮しているという窮状を描写し、また Harkort が、「Volksschule 問題が国民の最重要の死活問題である」ことを力説し、共に国家的援助の必要性を叫んでも<sup>47)</sup>何らの反響も見出されえない。政府側代表 Stiehl は、こうした要求に反駁して、改めて従来の立場「政府は(教師の俸給を一筆者)国庫から支払う何らの義務も……各自治体に教師の遺族の援助を強要する何らの権利もない」(傍点筆者)と主張している<sup>48)</sup>。ここで「何らの権利もない」というあたかも自治体の自主性を擁護しているかのような表現は、すでに1853年に憲法の自治行政に関する条項(第105条)とそれに基づく市町村令(1850年3月制定)が廃止され、自治体に対する政府の統制・監督が強化されていたことに明らかなように、偽瞞であった。それは単に国家的援助の要求を回避するための口実にすぎなかった。

一方、「自由派」のほとんどの議員によっても、各自治体の負担が過重であること、またそれら自治体の大多数が責務を十分には履行しえないことが明白であったにも拘らず、「öffentliche Volksschule の自治体による設立維持の原則」が支持され固執されていたのである。事実そのために生じた、しかも授業料の徴収・値上げが許容された(1852年5月6日付文相通達)ために実際の負担が Volksschule に子弟を入学させる住民個人に及んだことから生じた、学校の設立・維持への国庫補助を求める地域住民の請願は、下院でもほとんど無視されている。そのことは、1859年から1860年にかけて提出されたこの問題に関する請願件数10件のうち僅か1件だけ本会議で可決されていること<sup>49)</sup>に明らかである。

さて、以上の教師の待遇改善とそれにまつわる請願審議の検討をふまえ、更に学校運営における教師の役割すなわち学務委員会(Schulvorstand＝教育行政単位)への教師の加入の問題に関する下院・「自由派」と Diesterweg の立場を見ていこう。1859年の請願のうち、文教委員 Diesterweg を介して提出された「Miloslaw の Dekan 教区20名の教師の請願」は学務委員会委員の地位保障を求めるものである。それに対して「文教委員会」は教師の加入資格が「現行法に規定されていない」という理由でもって多数決で却下している。(「1859年2月15日付第2報告」)<sup>50)</sup>。1860年に Berlin, Potsdam, Herford等の諸都市の教師から提出された同様の趣旨の請願は、以下のような委員会見解によって斥けられている。すなわち、i) 教師の学務委員会加入と学校の発展とは無関係である、ii) 学務委員会では教師の身分等に関する外的事項の審議が多く、教師の会議出席の機会に限ら

れている, iii) 学務委員会内で教師と住民代表の争いが生じた場合、不利益を被るのは教師である。(「1860年4月21日付第3報告」)<sup>51)</sup> Volksschule教師の活動を教会・聖職者の指揮監督を甘受するに相応な活動とする蔑視に裏づけられたこのような見解は、確かに一面では、三条令方式によって養成された多くの教師の素養・質から見ても、当時の教師に対する一般的評価の実情に沿っているとも言える。だがさきに触れたように、文教委員達にはそうした評価の向上のために積極的に教師養成の改善を図る意志さえもがすでに欠けていたのである。

従って Diesterweg が上の委員会見解を本会議の席上で激しく批判し、教師が内的事項・外的事項とされるもの(=Diesterweg は両者を厳密に区別しえないとする)を含めて学校の「本来の代表者」であり、学務委員として更に地域住民の啓蒙の役割を担うべきである<sup>52)</sup>と説明しても、Harkort, Ritter 等の賛同があるだけで、彼の主張は政府のみならず下院それ自体において無視されている。

以上、これまでわれわれは初等教育の内実を規定した三条令と教師の待遇・地位にまつわる請願の審議に焦点を合わせて、それらの請願への Diesterweg と「自由派」の対応・両者の懸隔について検討してきた。この検討を通じて、Diesterweg の立場が下院、「文教委員会」においては言うまでもなく「自由派」自体の中でもほとんど孤立し、浮きあがったものであることが明白になったと思う。従って、この場合、議会それ自体に対する失望とiraだちの念が彼にあった(1859年3月29日のWander, F. 宛書簡参照)<sup>53)</sup>としても当然と言えるであろう。

ところで議会の中での彼の孤立化は、すでに明らかのように、初等教育機関の現実の担い手たる自治体の、しかもそこに子弟を送る住民の自らの教育に関する主張が議会でほとんど顧慮されなかったことにも通じている。とすれば、そのために自治体住民層が一層顕著に政府の初等教育に関する強権的施策すなわち「官僚絶対主義的管理統制」の前に晒されざるをえなかったことになる。ではこの時、政府のそうした強権の遂行に対する自治体・住民層からの具体的な抵抗一すでに三条令に関する請願自体も政府への抵抗の意味を含んではいらぬが一は、なかったのであろうか。われわれは次節においてこの点に関する実相を究明し、またそれをめぐって示される Diesterweg と下院とりわけ「自由派」の立場を検討しようと思う。そうすることによって Diesterweg の主張一反権力に基づく「学校の自由」一の依拠する具体的側面も明示されてくるであろう。

#### IV Simultanschule 問題と自治

これまでの記述から知られるように、プロイセン教育政策の基本的特徴の一つは、プロイセン=キリスト教国家という前提から、一切の教育・教育機関が宗教的基礎に立脚すべきであるということにある。その場合、政府がとりわけ初等学校に関して強調した宗教的基礎の必要性とは、言うまでもなく宗教教授の強化を意味している。宗教教授を強化するには、結局、宗派性を容認するほかに方法はなかった。むろんそこには新教派住民とカトリック派住民との人口比率が10対1であり、しかもその新教派の教会が政府の掌握下にあったこと(従って宗派性によっても祖國的な心情の育成に決定的な混乱が生じないと政府によって考えられていたこと)、更に宗派主義教育を強力に主張していた「中央党」(カトリック教会)の与党的立場の確保が宗派性容認によってなされることなどが、現実的背景としてある。こういった前提から、特に初等学校では宗派別化によってより良くその教育の効果が期待できるという理由づけ<sup>54)</sup>の下に、その完全な宗派分離政策(=一宗派一学校)がとられる。すなわち「1821年10月4日付内閣訓令」一自治体の財政的窮状が明白で俗人・聖職者の上級監督庁が同意した場合のみ、Simultanschule(宗派混合学校)の設立を許可する一に加え、新たにカトリック派の子弟のために固有の Volksschule の設立を自治体に命ずる「1859年12月13日付文相通達」が示されるのである。

前節に見たように、政府はこれまで学校の運営における自治体・住民層の裁量と自主性を是認するかのような立場を表明した。少なくとも教師の待遇改善・学校の設立維持費の補助に関する場合には、政府はそうのように主張したし、「一般国法」(1794年)以来の「国家の施設」の原則を縮小解釈した。だが、他の問題なかんずく宗派分離問題においては、政府は彼らの意向を無視し、その原則を最大限に援用していく。自治体・住民層に対する国家の権利がいかに強力に主張されたかは、この宗派分離政策の強行に典型的に現われている。

さて、学校制度のこうした宗派別構成の方向がさしあたり自治体に広範囲に及ぶ経済的負担をかけざるをえないことは、明らかであろう。同一宗派住民だけの地域においては問題は生じないにしても、多宗派混在地域では福音派・カトリック派両派のためのそれぞれの学校を設立し、維持することが余儀なくされるのである。一学校の維持にさえ国庫補助を必要とし、貧困な財政事情にあった大抵の自治体は、それによって一層の財政的逼迫に陥らざるをえない。従って、この宗派分離政策の強行か

ら、政府と自治体・住民層との争いが派生するのは当然の帰結となる。地域的に見て、この争いはポーランド系住民従ってカトリック派住民の多い東プロイセンの地方に多発している。下院に数多く提出された *Simultanschule* の設立維持の許可ないし一宗派固定化の原則の緩和を求める請願は、それ故、政府の強権に対する自治体・住民層の切実な抗議であり、抵抗であったと言わなければならない。

ここで例えば、1860年末から1861年前半にかけて下院に提出されたそれらに関する請願を挙げると、「Thorn 近郊 Alt-Mocker 村の請願」、「Flatow 郡 Zakrzewo 村の請願」、「Löbauer 郡 Brattian 村の請願」、「Danzig 近郊 Groß-Saalen 村代表者 Makowski と村民の請願」、「Lessen 市参事会・市会の請願」等がある。そこでわれわれは、これらの請願に関する「文教委員会報告」（特に「1861年4月11日付第3報告」）をもとにして、問題の実相がいかなるものかを Alt-Mocker 村の請願を例にとって見ることにしよう。

東プロイセンの Posen 州 Thorn 市近郊の Alt-Mocker 村は、140名の自作農民を含んだドイツ系住民とポーランド系住民から構成されている。その村は、すでに1838年の州議会で *Simultanschule* として承認済の140名の学童（うち59名カトリック派）が通学する単級学校を維持していた。教師は福音派とカトリック派から交互に採用され、またカトリック派の学童のための宗教科については近隣のカトリック派の教師を招いて行なう方式がとられていた。こうした学校の維持・運営の形態に両宗派の住民は満足していた。だが1860年に上述の「文相通達」に従って、Marienwerder の州教育行政当局は、その学校を福音派学校と確定し、カトリック派のための学校を村費で新設することを村役場とそこの学務委員会（福音派とカトリック派の委員からなる）に命ずる一方、Thorn 市に対しても、その学校の新設場所の調査と建設計画の作成を指示した。*Simultanschule* の多い Thorn 市にとっても分離化政策が市の学校自体に及ぶことから、この指示には反対であったであろうが（「報告」にはこの間の事情は記されていない）、村はこの時命令に激しく抵抗した。それで結局、村は現行の学校の中に福音派の教師（現任）に加えカトリック派の助教師の新たな任用による二学級を設置する許可を求める請願を下院に提出したのである。請願の理由として、i) 4,000ターラーに及ぶ新校舎建設費の捻出が困難であること、ii) 二校の設置維持によって従来と比較的恵まれた教師の収入が減少すること、iii) 新校設立が従来この地方の宗派的親睦を危くし、宗教的狂信を惹起しかねないこと、が

挙げられている<sup>55)</sup>。

それではこのような宗派分離政策の強行に対する自治体・住民層の抵抗として現われた諸請願は、下院でどのように扱われたのであろうか。下院の諸党派の間で比較的論議を呼んだ上の Alt-Mocker 村の請願の審議を例にとって検討してみよう。「文教委員会」では、政府側委員および「保守派」の委員は勿論この請願の却下を求めている。すなわち彼らは、村が1859年の「文相通達」に違反し、かつ140名にも及ぶ自作農のいる村では二校の設立維持が十分可能である、と主張している。この委員会審議における「中央党」の委員の立場は「第3報告」に記載されていないが、*Simultanschule* の存在自体を廃棄しようとする立場がとられていたことだけは確かである<sup>56)</sup>。だが過半数の委員は、当該の請願が *Volkschule* の設立にあたっての宗派的関係の配慮を求めた憲法第24条第1項の規定にも合致していると認め、それを採択した。それで結局政府にその請願を顧慮することを求める委員会提案が<sup>57)</sup>、1861年4月19日の第27回本会議に送付されている。この時、委員会見解を決定した過半数の委員すなわち「自由派」の委員は基本的にいかなる考えから、請願を支持したのであろうか。この疑問に対しては、以下の本会議における「自由派」議員の請願支持の発言内容が解答を与えている。

われわれのこれまでの考察からすれば、この派の議員にとって、少なくとも請願理由に挙げられた「財政」と「教師待遇」が主要な関心にはなりえないはずである。それにも拘らず請願が支持されたのは、結局、請願の第三理由「宗派的親睦」が彼らの共感を呼んだからである。その点で *Simultanschule* 問題の審議に主導的役割を演じている Vincke, v. G. の演説が彼らの集約的見解であった。すなわち Vincke の主張の力点は、「宗派的親睦」が、「国民的統一」の助長に繋がること、しかも、*Simultanschule* の型の教育を通じても必要な宗教的基礎が十分保証されうろということにあった<sup>58)</sup>。この *Simultanschule* 問題においては、これまで初等学校について強調された家庭教育の補完的性格に代って、「統一」のための一定の役割賦与という国民主義的モメントが押し出されてくる。その場合彼らの請願への対応において注目されることは、請願の本来の中心問題たる初等教育に関する強権的な政策遂行への弾劾と自治体・住民層の権利の擁護（＝親の教育意志を反映しうるものとしての「自治体立学校」という彼らの主張から帰結するはずの）を積極的に主張する立場が示されていないことである。従って彼らの請願への対応は、狭く限定されたものに終っているのである。

では Diesterweg の請願への対応はいかなるものなのか。勿論、彼はこの請願を全面的に支持している。その際、彼は以下の理由を提示している。i) 財政負担が軽減されること、ii) 多級学校（＝助教師任用による）が単級学校よりも児童の学習効果を向上できること、iii) 宗派間の親睦の助長が「国民的統一」に寄与しうること、iv) 国家には信仰を強制する権利がなく、「トレラントとフマニテート」を配慮する義務があること<sup>59)</sup>、がそれである。こうした理由に加え、彼はなにかんずく自治体・住民層による「自治」の原則を強調している。「自治」の原則は、この場合、彼においては「国民的統一」の上位に設定されている<sup>60)</sup>。それで彼は力説している。「われわれの市町村民には自らの要件を自主的に管理しようとする熱望がめざめている。彼らにとって学校ほど身近な要件はない。……従って明白な障害のない場合には（政府は一筆者）彼らの意志に完全に同意すべきであろう」<sup>61)</sup>。彼は、こうした自治体・住民層の自治権の拡大という方向を「官僚絶対主義的統制」に對置し、前者の強調をもって後者の排除を意図しているのである。

ところが、以上のように請願（＝委員会提案）が、Diesterweg によって擁護され、過半数の賛成によって本会議（政府側の出席なし！）で可決されたにも拘らず、Alt-Mocker 村のカトリック派の学校の新設は強行されている。議会の決定は政府の政策遂行に対する何らの制約をも与えず無視されているのである。

## V 結 論

以上、主として Diesterweg の議会活動の開始期から 1861年7月の彼の「進歩党」入党までの時期に視界を限って、特に初等教育に関する請願をめぐって、彼と他の「自由派」議員との間でいかなる対応がなされ、またその中で彼の主張—とりわけ権力からの「学校の自由」の主張—がいかなる状況に支えられて展開されてきたかを追求してきた。その結果得られる結論は、第一に「自由派」一般と保守的政府との決定的対立状況は、少なくとも初等教育分野においては存在していなかったことである。すなわち彼らは閉鎖的な、限定された階級的利害追求の意志に基づいて、その利害に関わる教育段階にのみ自己の権利の擁護を図っている。換言すれば、初等教育段階における三条令的精神の容認と、その中等教育段階への波及の忌避という二面的立場がとられるのである。第二にこうした「自由派」の立場と下院において初等教育に関して政策に自らの教育意志を反映させることを図る勢力それ自体の欠落とが、とりわけ初等教育領域での政府の強権的な政策遂行に余裕を与える一方、それ

との敵対から提示された Diesterweg の主張を決定的に阻んだことである。他面、下院・「自由派」内で彼の主張が共通の論議の対象とされ支持を得る基盤を欠いていたからこそ、逆に議会での彼の役割と意義が浮出されているとも言える。つまり議会における彼の存在・活動それ自体が、たとえ直接的な成果を得ることに繋がらなかったにしても、民衆自身による彼らの教育に関わる主張やそれに関わる教師階級による主張のための堡壘となったのである。第三に彼の主張は、このこととも関連して、「請願の提出」という形に現われたような初等学校の管掌をめぐって生じた政府の強権の遂行とそれに対する自治体・住民層の抵抗に支えられていることである。すなわち彼の主張は彼らの担っていた自治的機能の権力による剝奪に対する彼らの抵抗に支えられ、かつ彼らへの加担のうちにその具体的姿を現わしているのである。初等教育政策をめぐって下院で顕在化する Diesterweg と「自由派」との決定的相違は、まさにこうした点にあると言わねばならない。

ところで、Diesterweg が以上のように反権力の意図から示した自治体・住民層の権利の擁護という立場は、一方で現実に自治体たらしめるべき法的・組織的・財政的基礎が欠落した状況の下で展開され、結局政府の強権が貫徹されるというジレンマを内在させている。とすれば、彼がそれを打開すべく、この立場それ自体にどのような枠組を与え、そのどのような再構成を図っていくかという問題が、出されてくる。少なくとも、それは彼の以後の中心課題とならざるをえない。こうした問題の究明が研究の前途に残されている。

## < 注 >

- 1) Muhr, W.: Diesterweg im preußischen Abgeordnetenhaus. ("Die deutsche Schule" 1930, s. 591ff.).
- 2) Bloth, H. G.: Adolf Diesterweg. 1966, Heidelberg, s. 158ff. (邦訳、長尾・川瀬・対馬・増井訳『ディスターヴェーク』1975年、明治図書、308頁以下)。
- 3) 例えば梅根梧:『近代国家と民衆教育』、1967年、誠文堂新光社。
- 4) 例えば、Clausnitzer, E.: Geschichte des preußischen Unterrichtsgesetzes. 1891, Berlin.
- 5) Roeder, P. M.: Gemeindeschule in Staatshand. ("Zeitschrift für Pädagogik" 1966, s. 539ff.), その意味で本稿は Roeder の論述に負うところが大きい。但し彼の論述では正面から請願問題は取上げられてい

- ない。
- 6) それまでの「自由派」と異なり、この党の結党綱領は反保守的政策の立場を明示し、また特に初等教育政策の改善に対する熱意を表明している。(Mommensen, W.: *Deutsche Parteiprogramme*. 1960, München, s. 132ff.), Diesterweg の入党の契機もこのあたりにあると思われる。
- 7) この点については特に, Eisfeld, G.: *Die Entstehung der liberalen Parteien in Deutschland*. 1969. Bonn, s. 105 ff.
- 8) Bloth, H. G.: a. a. O., s. 351.
- 9) 例えば彼の三条令批判の演説は教師達によって小冊子に収められ出版されている。(Kommission bei C. Dülfer: *Ein Zeugniß gegen die Vorrede des pädagogischen Jahrbuchs für 1859 von A. Diesterweg und gegen dessen am 9. Mai 1859 gehaltene Rede im Hause der Abgeordneten*. 1859, Breslau.).
- 10) 注(19) 参照。
- 11) 本来彼と Harkort との関係・相違を本稿で言及すべきであろうが、その検討は他日に譲らざるをえない。
- 12) Roeder, P. M.: a. a. O., s. 540.
- 13) この権力の集中化と政府の官僚統制については特に Gillis, J. R.: *The prussian bureaucracy in crisis 1840~1860*. 1971, California, pp. 163~173.
- 14) Eisfeld, G.: a. a. O., s. 67.
- 15) この選挙での他の党派の構成は「保守派」59名・「中央党」58名・「ポーランド人・デンマーク人」18名・無所属7名となっている。
- 16) Eisfeld, G.: a. a. O., s. 66.
- 17) ditto. s. 70.
- 18) ditto. s. 62.
- 19) Bloth, H. G.: a. a. O., s. 350.
- 20) 三条令に関する近年の包括的研究としては、特に Peter C. Bloth: *Religion in den Schulen Preußens*. 1968, Heidelberg. を参照されたい。
- 21) *Stenographische Berichte über die Verhandlung des preußischen Abgeordnetenhauses*. (以下 S. B. と略記する) 1858/59, Bd. 2, s. 1032.
- 22) ditto, s. 1035.
- 23) この委員会は通常、政府側委員に加え、各党派選出の委員13名で構成されている。下院の圧倒的多数派である「自由派」は他の諸委員会と同様にこの委員会でも過半数を占めている。
- 24) S. B. (*Anlagen*) 1858/59, Bd. 4, s. 778.
- 25) ditto. 1859/60, Bd. 4, s. 1119ff.
- 26) ditto. 1858/59, Bd. 4, s. 778ff.
- 27) ditto. 1859/60, Bd. 4, s. 1120ff.
- 28) S. B. 1858/59, Bd. 2, s. 1033ff.
- 29) ditto. s. 1033.
- 30) ebenda. この立場は「保守派」や「中央党」の議員によってもさかんに強調されている。例えば、「中央党」の牧師 Berg 議員 (Platz 選出) の演説 (1861年4月19日の第37回本会議) はその典型的なものである。(S. B. 1861, Bd. 2, s. 805) Diesterweg はこの問題についてすでに『*Schleiermacher über Volksschule*』(1852年)の中で言及し反論している。(Diesterweg, A. *Sämtliche Werke*, Bd. 10, s. 33 ff.).
- 31) Bloth, H. G.: a. a. O., s. 175. (邦訳 313頁以下参照)。
- 32) 例えば Eckstein の演説 (1860年5月10日の第49回本会議) を参照せよ。(S. B. 1859/60, Bd. 2, s. 1016.)
- 33) Roeder, P. M.: a. a. O., s. 554ff.
- 34) S. B. 1858/59, Bd. 2, s. 1028.
- 35) 「1859年3月10日付報告」(S. B.: *Anlagen*, 1858/59, Bd. 3, s. 252ff.).
- 36) ditto. s. 253ff.
- 37) S. B. 1858/59, Bd. 1, s. 458.
- 38) 「1860年4月21日付第3報告」, (S. B.: *Anlagen*, 1859/60, Bd. 5, ss. 15~29).
- 39) S. B. 1859/60, Bd. 2, s. 1015.
- 40) ebenda.
- 41) S. B. (*Legislatorische Tätigkeit……*), 1859/60, Bd. 2, s. 192 ff.
- 42) ditto. s. 142ff.
- 43) S. B. (*Anlagen*), 1858/59, Bd. 3, s. 166ff.
- 44) ditto. s. 169.
- 45) ditto. s. 166. und s. 169.
- 46) ditto. 1859/60, Bd. 5, ss. 4~12.
- 47) S. B. 1859/60, Bd. 2, s. 1008ff. 例えば Harkort の教師待遇改善の訴えに対して、Vincke は「あなたの辛抱強い努力には全く感服するがそれも度がすぎると本来の良いことも台なしになってしまう」と皮肉っている。(ditto. Bd. 1, s. 350).
- 48) ditto. Bd. 2, s. 1007.
- 49) S. B. (*Legislatorische Tätigkeit..*), 1859/60, Bd. 2, ss. 174~5. ss. 192~3. Roeder は、「自由派」のこうした「自治体維持」の原則への固執を、政府の軍事予算優先策がこの派によっても支持されていたという

- ことに求めている。(Roeder, P. M. : a. a. O., s. 548).
- 50) S. B. (Anlagen), 1858/59, Bd. 3, s. 169.
- 51) ditto. 1859/60, Bd. 5, s. 15 ff.
- 52) S. B. 1859/60, Bd. 2, s. 1012ff.
- 53) Bloth, H. G. : a. a. O., s. 355.
- 54) この点については文相の説明(1860年4月25日の第24回本会議)を参照せよ。(S. B. 1860, Bd. 2, s. 880).
- 55) S. B. (Anlagen), 1861, s. 865ff.
- 56) 例えば、「中央党」の指導的議員の一人、司法官 Reichensperger 議員(Köln 選出)の本会議での請願反対演説にその立場が端的に現われている。彼によると、Simultanschule の設立によって「学校制度のキリスト教的性格が損われ、遂にはキリスト教自体を学校のみならず国家活動からも排除する危険が生ずる」という。(S. B. 1861, Bd. 2, s. 803ff.). こうした「中央党」の徹底した宗派分離主義の立場は、更にユダヤ人排斥—ユダヤ人学校区別化政策とそれまつわる政
- 府と自治体との紛争(例えば1861年のユダヤ人数学教師の任用禁止に関わる「Posen 市 参事会・市会の Simultan-Realschule の設立の請願」は代表的なものである)の審議にも、決定的に与党的役割を果すことへ連なっていく。(S. B. 1862, Bd. 1, s. 265 ff.)
- 57) ditto. (Anlagen), 1861. s. 866.
- 58) ditto. Bd. 2, s. 804ff.
- 59) ditto. s. 805, 特に (iv) については1862年3月4日の第15回本会議演説を参照せよ。(ditto. 1862, Bd. 1, s. 267).
- 60) この点に関しては前掲拙稿を参照されたい。
- 61) S. B. 1861, Bd. 2, s. 805.
- \* 付記 本稿は第3回「ディースターヴェーク研究会」(1974. 10. 26)の際の筆者の発表を加筆、修正してまとめたものである。

## Diesterweg and the "Faction of Liberalists" considered from the deliberation of the "Petitions" in the Prussian Lower House

Tatsuo Tsushima *Akita University*

Diesterweg's activities in the Prussian Lower House continued for about eight years from the end of 1858 to 1866. It is well known that his important concern in that period was to improve the treatment and position of teachers particularly to gain the "Freedom of the school" from the power politics. The purpose of this paper is to clarify the situation of the response in the House and the basis of his assertion on this issue. In this case it is very important to analyse the position of the "Faction of Liberalists" on these subjects because there is a considerable difference between Diesterweg and the other members of the "Faction" to which he belonged. My research focuses on both

positions toward the "Petitions" presented to the House.

This paper consists of the following subjects.

- I. The preconditions—Government, House, and "Faction of Liberalists".
- II. The position of the "Faction of Liberalists" on elementary education.
  - i) The mission and character of "Volksschule-bildung".
  - ii) The treatment and position of teachers and the role of "Gemeinde".
- III. The problem of "Simultanschule" and the self-government.